

小諸市営住宅の管理代行に係る公告

公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 47 条第 1 項の規定に基づき、小諸市営住宅及び共同施設の管理を行う。

令和8年3月 26 日

長野県大字南長野南県町 1003 番地 1
長野県住宅供給公社
理事長 新田 恭士

1 小諸市に代わって市営住宅の管理を行う者の名称

長野県住宅供給公社 理事長 新田 恭士

2 小諸市に代わって管理を行う市営住宅

市営住宅条例(平成9年小諸市条例第33号)第60条に定める市営住宅

団地名	所在地
緑ヶ丘	小諸市甲 3500 番地
中松井	小諸市東雲二丁目 9 番 1 号 他
囃	小諸市東雲六丁目 7 番 1 号
城下	小諸市乙 1215 番地 1
富士見平	小諸市丙 455 番地 他
中条	小諸市加増一丁目 3 番 2 号
大久保	小諸市大字大久保 39 番地 3

3 小諸市に代わって行う市営住宅の管理の内容

(1) 市営住宅等に関する条例に基づく事務

市営住宅等に関する条例の条項	事務の内容
第 4 条、第 5 条	入居者の公募に関する事務
第 6 条、第 9 条	入居申込書の受理、審査及び決定に関する事務
第 10 条	入居者の選考に関する事務
第 11 条	入居補欠者の選定及び順位付けに関する事務
第 12 条	入居の手続き及び入居許可の取消しに関する事務
第 13 条	同居の承認に関する事務
第 14 条	入居の承継に関する事務
第 16 条	収入申告等に関する事務
第 21 条	修繕費用の負担判定に関する事務

第 23 条	入居者の保管義務に関する事務
第 25 条	不使用期間の届出に関する事務
第 27 条	目的外使用の承認に付随する事務
第 28 条	模様替え又は増改築の承認に関する事務
第 32 条	高額所得者への明渡し請求に関する事務
第 34 条	通算期間に関する事務
第 35 条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第 40 条	住宅の検査に関する事務
第 50 条、第 52 条、第 53 条	駐車場使用の申込及び決定に関する事務
第 54 条	駐車場使用者の手続きに関する事務
第 58 条	駐車場使用許可の取消しに関する事務
第 61 条	市営住宅監理員及び管理人の設置に関する事務
第 62 条	住宅の立入検査に関する事務

(2) 公営住宅法に基づく事務

公営住宅法による条項	事務の内容
第 21 条	市営住宅及び附属施設等の修繕等に関する事務
第 27 条第 3 項	用途変更の承認に関する事務
第 27 条第 4 項	模様替え及び増築の承認に関する事務
第 27 条第 5 項	同居承認に関する事務
第 27 条第 6 項	承継承認に関する事務
第 32 条第 1 項	入居者に対する明渡し請求に関する事務
第 32 条第 5 項	入居者に対する明渡し請求の通知に関する事務
第 33 条	公営住宅監理員設置に関する事務
第 34 条	収入状況の報告の請求等に関する事務

(3) 市営住宅の管理に関して上記以外に併せて行なう業務

家賃、敷金、滞納家賃等の収納に関する事務
申請書等の取次ぎ及び通知等の送付に関する事務
改良住宅等の管理業務の補助
その他市営住宅の管理に必要な事務

4 小諸市に代わって市営住宅の管理を行う期間

令和8年4月1日から令和 13 年3月31日